

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 令和8年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の中期計画に基づき、令和8年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 特別支援教育に係る実地的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(1) 柔軟かつ機動的に対応できる体制構築

① 多様な課題に柔軟かつ機動的に対応した研究を実施するため、筑波大学附属久里浜特別支援学校をはじめとする全国の特別支援学校及び小・中・高等学校等や、神奈川県等の都道府県・市区町村教育委員会との連携に加え、連携協定を締結している広島大学や福岡教育大学をはじめとする多様な障害領域の研究者を配置している大学、同じく連携協定を締結している国立高等専門学校機構等の特別支援教育分野内外の研究機関や民間企業との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、限られたリソースの中、外部の知見も活用して研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進する。

イ 連携協定を締結している機関との共同研究の実施について検討を行う。またそれら以外の他機関との共同研究の実施に向けた情報収集及び協議を行う。

ロ 全ての研究課題において、その課題に応じて、学校、教育委員会、大学、研究機関、企業等から研究協力機関・研究協力者を登用し、1課題平均3機関以上からの参加を確保する。また、研究職員の専門性が生かされ、かつ障害種を超えて課題に柔軟に対応ができるようチームを編成する。

② 研究は、「研究基本計画」に基づき実施する。研究の実施に当たっては、国の政策動向及び教育現場の現状を踏まえるほか、各都道府県教育委員会や特別支援教育センター、特別支援学校長会、特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会等に対して研究ニーズ調査を実施し、教育現場のニーズの把握・反映に努める。また、「研究基本計画」について進捗管理を行うとともに、国の政策動向や研究ニーズ調査の結果等を踏まえ、文部科学省と協議・連携しながら取組内容の見直しを含めた必要な対策を講じる。

(2) 障害種を超えた横断的な課題及び障害種特有の課題への対応

- ① 障害種の枠を超えた、国の政策課題や教育現場の課題に対応する「横断的研究」について、「研究基本計画」を基本とし、障害種横断的なチーム編成により、文部科学省との連携・協議のもと、研究所でなければ実施できない教育現場に根差した実践的な調査・研究に更に精選・重点化して実施する。

令和8年度は、次の4つのテーマに係る研究課題を実施する。教育現場に根差した実践的な研究を進める観点から、都道府県・市区町村からの申請があった場合、当該自治体の教職員を特別研究員として受け入れる。

- ・インクルーシブ教育システムに関する研究
- ・通常の学級に在籍する子供への個に応じた指導・支援に関する研究
- ・特別支援教育の教育課程の基準等に関する研究
- ・デジタル学習基盤の効果的な活用に関する研究

イ 「横断的研究」については、研究課題ごとに、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間時における内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。

- ② 障害のある子供一人一人のニーズに対応した教育の実現のための、障害種特有の課題に関する「障害種別研究」についても「研究基本計画」を基本とし、文部科学省との連携・協議のもと、各障害種の抱える課題のうち特に自治体・学校等現場が直面する課題に焦点を当て、特別支援教育の実践の改善につながるよう取り組む。また、研究に加えて、研究を支える各障害種に係る基盤的な情報収集や経年調査、関係機関連携、予備的研究など、今後の研究課題の検討や国の政策等の検討の材料提供に寄与する基礎的な諸活動についても、国の政策立案との関わりを踏まえて共通の取組内容を位置付けるなど、戦略的・計画的に行う。実施に際しては、都道府県・市区町村教育委員会や特別支援教育センター、特別支援学校校長会、特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会等への研究ニーズ調査を実施するとともに、各学校長会、保護者団体、大学等の関係機関との連携を図る。

令和8年度は、重複障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、病弱、知的障害、自閉症、発達・情緒障害の9障害種別研究班において各障害種に係る研究または基礎的な諸活動を実施する。また、障害種別研究班の取組の評価項目や方法について検討し、適切に評価を行う。

イ 「障害種別研究」については、基礎的な諸活動も含めて、現場の教職員や有識者等によるピアレビュー及び外部有識者からなる研究所運営委員会による評価を実施し、活動の有意義性等教育現場等への寄与度において、高い評価（5段階評価で4以上）を得る。

- ③ これらの研究の実施に当たっては、限られたリソースの適正な配分となるように、研究間の役割分担等を明確にしながら取り組む。このほか、国からの要請に応じた突発的な課題や教育現場で生じている新たな課題に対応する研究の必要が生じた際には、文部科学省と協議の上、機動的かつ柔軟に対応する。

(3) 研究成果の還元

- ① 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育現場における実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を図る。研究成果は、研究成果報告書のほか、サマリー集、ガイドブック、リーフレット、指導資料等を作成し効果的な還元を図る。その際、教育現場や保護者を意識して、ニーズに応えられるよう、まとめ方や提供手段・媒体を工夫するなど、分かりやすい研究成果の取りまとめ・公表に努める。

イ 都道府県・指定都市・特別支援教育センターを含む教育センターを設置している市町村教育委員会における研究成果の活用状況、活用場面や活用方法、活用により得られた変化・効果、研究成果の有用性について、アンケート調査を実施し、8割以上の現場で活用されるとともに、当該研究成果が活用された現場において6割以上の現場から、成果の有用性について高い評価（5段階評価で4以上）を得る。

- ② 研修事業と有機的な連携を図り、研究成果について、研究所で実施する研修事業に反映させ、最新の知見が教育現場に還元されるようにするとともに、文部科学省との一層緊密な連携のもと、特別支援教育課担当官や視学官・特別支援教育調査官と協議し、研究成果の国の政策立案への寄与について具体的に把握する。

(4) 評価システムの充実及び研究の質の向上

- ① 「横断的研究」の実施に当たっては、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。

外部評価においては、特別支援教育を必ずしも主たる専門としない研究者等による評価も取り入れる。

「障害種別研究」については、基礎的な諸活動も含めて、外部評価を実施し、教育現場等への貢献に関し、研究及び活動内容の一層の充実を図る。

評価結果について、研究課題の設定や研究内容の充実につなげるなど、PDCAサイクルを重視して評価システムを運用する。

- ② 研究の質の向上を図るため、関係機関連携により多様な知見を確保するとともに

に、研究ニーズ調査や研究成果の活用度調査等を通じて教育現場の声を反映させる。加えて、外部の講師等による研究力向上セミナーの実施、各種研究資金制度に関する情報収集及び所内通知等、研究職員の研究力の向上及び外部競争的資金獲得に向けた取組を実施する。

イ 研究に関する論文・ポスター発表の実施、自主シンポジウムの開催や、関係機関の刊行誌等への投稿のいずれかについて、各障害種別研究班において2件以上実施する。

また、横断的研究チームにおいては、各研究期間中に1件以上実施できるように、計画的に取り組むこととする。

ロ 研究成果について、国の会議資料等で活用されるように、国に対して積極的に情報提供を行う。

ハ 科研費や受託研究等外部資金獲得額について、研究活動総額に占める割合を4割以上とする。

2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成及び特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上支援

(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上

- ① 「研修指針」に基づき、次の研修を実施する。
 - 特別支援教育専門研修：各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にプログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約2か月間の宿泊とオンラインを組み合わせて行う研修）
 - （第一期）知的障害教育、肢体不自由教育、病弱教育の各専修プログラム
募集定員：100名
実施期間：令和8年5月11日～令和8年7月10日
 - （第二期）視覚障害教育、聴覚障害教育、発達障害教育・情緒障害教育、言語障害教育の各専修プログラム
募集定員：100名
実施期間：令和8年9月28日～令和8年12月2日
 - インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会：各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る研修（各2日間程度の宿泊又はオンライン研修）
 - ・特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会
募集定員：120名（以下、i）ii）各60名）
実施期間：i）令和8年7月23日～令和8年7月24日

ii) 令和8年7月30日～令和8年7月31日

- ・高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会（オンライン研修）

募集定員：70名

実施期間：令和8年9月3日～令和8年9月4日

- 教育委員会及び教育センター等の指導主事等を対象として、発達障害教育に関する専門的知識を深め、研究協議等を通して、各地域における発達障害教育の実践的な指導力の向上を図る発達障害教育実践セミナー（オンライン研修）を実施する。

募集定員：70名

実施期間：令和9年1月下旬

- ② 研修の計画及び実施に当たっては、文部科学省、広島大学、福岡教育大学、久里浜特別支援学校をはじめとする関係機関から、意見を聴取し、研修に求められるニーズや、ICT環境の整備など、学校教育を巡る状況の変化や社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。

研修実施後は、その内容や実施方法による効果等を分析し、ICTの活用や一層のオンライン研修の充実と併せて、集合・宿泊型研修等とオンライン研修それぞれの良さを生かした効果的な研修となるよう見直しを継続する。

- ③ 研修の形態については、デジタル学習基盤の活用を前提としつつ、研修目的や対象に留意し、宿泊及びオンライン・オンデマンドを適切に組み合わせ、講義のほか、研究所の研究の成果を踏まえた演習・研究協議、フィールドワーク等の形式を多く取り入れるなど工夫し、実践的・専門的な研修を実施する。

イ 専門研修においては、その受講者に対し、翌9年度に1年後フォローアップ研修を実施する。専門研修受講者に対して調査を実施し、研修終了後における、i) 自分自身の指導力向上や授業改善等の実現状況について90.0%以上、ii) 他の教員への指導・助言や波及効果の実現状況について80.0%、iii) 学校全体への影響や組織的対応等の実現状況について60.0%、iv) 地域の学校や地域への成果等の実現状況について50.0%以上の達成を図る。

ロ ICT活用に関する講義及び障害種別の実践に関する講義を設定し、翌9年度に実施する修了1年後アンケートにおいて、実践に反映できたかどうかについて80%以上を達成する。

- ④ 国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを外部有識者の参画を得ながら行うなど、P D C Aサイクルを重視した研修の運営を行う。

(2) 各都道府県等が実施する教師の資質向上に関わる支援

- ① 通常の学級の指導・支援にあたる教職員を含めて、受講者を限定しない発達障害教育基礎セミナーを、オンデマンド配信で開催する。個人申込だけでなく、団体申込を設定して、校内研修で活用してもらえようにし、経験の浅い教師を含めて、発達障害の子供の指導・支援に関する研修の機会を広く提供する。

イ 全ての教師の専門性の向上に資するよう、オンデマンド配信を取り入れたセミナーを実施し、参加者から実施内容について満足している旨の回答を6割以上確保する。

- ② 「研修指針」に基づき、配信型講義コンテンツ「N I S E学びラボ」について自己評価ツールを加えるなど、個別最適な学びが可能となるよう、計画的に更新するとともに、協働的な学びを目指したモデルプログラムの提案を行い、「N I S E学びラボ」の活用等について周知を図る。併せて、教職員支援機構が運営する「教員研修プラットフォーム」での「N I S E学びラボ」の活用を促進する。

イ 小・中・高等学校からの「N I S E学びラボ」の受講登録数を、6,000人以上確保する。

- ③ 特別支援教育の充実に向けて、校長会と連携して次の研修を実施する。

- 小・中・高等学校管理職研修会：小学校、中学校、高等学校等の校長等に対し、特別支援教育の推進についての理解・啓発を図り、各地域において多様性を包摂した学校経営を推進するリーダーシップの資質向上に向けた管理職研修(全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会と連携)

募集定員：250名程度

実施期間：令和8年8月上旬

- 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会：各都道府県等において指導的な立場にある寄宿舎指導員を対象として、寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関する実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実を図る協議会(全国特別支援学校長会と連携)

募集定員：50名(※一部プログラムをオンライン配信)

実施期間：令和8年8月19日

イ 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会と連携・協働して管理職研修を企画・実施し、試行的に先行実施する大会も含めて管理職研修実施後の受講者にアンケートにおいて、受講者のニーズの把握を行うとともに、研究所のコンテンツ等の活用可能性について6割以上から高い評価を得る。

また、受講者の5割以上から具体的な実践成果を得る。

また、特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を、前期後期各2科目ずつ実施する。なお、これらの実施に当たっては、受講者の利便性を考慮した運営の工夫を検討する。

(令和8年度前期開設科目)

・視覚障害児の心理、生理及び病理に関する科目(1単位)

・聴覚障害児の心理、生理及び病理に関する科目(1単位)

(令和8年度後期開設科目)

・視覚障害児の教育課程及び指導法に関する科目(1単位)

・聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する科目(1単位)

特別支援教育専門研修においては、免許法認定講習を実施する。

イ 免許法認定通信教育による単位取得者数を令和8年度間に、延べ800人以上を確保する。

④ 教員養成大学等と連携し、養成段階の学生等を対象としたコンテンツを配信するとともに、改善を図る。また、その活用について周知を図る。

⑤ これらの実施に当たっては、国との連携を強め、教師の採用・養成・研修の在り方に関する施策の方向に資する研修に機動的に対応することに加え、利用者のアンケート調査を基に、内容及び運用の改善を図る。

3. 我が国のインクルーシブ教育システム構築の実現に向けた自治体・学校への支援及び国内外への情報発信・理解啓発

(1) 戦略的な広報の推進

① 研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方を明示した「広報戦略」について、特別支援教育施策動向等を巡る国の動向や社会情勢も勘案しながら作成し、国との緊密な連携のもと、戦略的・総合的に情報収集・情報提供を行う。

② 各校長会事務局及び教育委員会、教育センター等関連機関・団体等への計画的なヒアリングを実施し、教育現場における諸課題ならびにニーズの把握に努める。また、各校長会等が主催する研究大会等へ積極的に参加し、教育現場の課題及びニーズに関する情報を収集し、これらを研究所の活動に活かせるよう内部で共有し、「広報戦略」に反映させる。

- ③ 「広報戦略」を基本としつつ、国とも密に連携しながら、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容及びその成果等について周知する。

情報の発信にあたっては、特別支援教育に係る有益な情報や学びのコンテンツをあらゆる層の教師に活用してもらうため、SNSを有効活用するなど様々な手段を活用し、関係者及びそれ以外の人々に対する効果的な情報発信・理解啓発の在り方の工夫をする。また、HP等を通じた情報発信については、教師等それぞれのニーズに応えられるよう、使いやすさに配慮した情報提供とする。

発達障害教育推進センターのHPをリニューアルし、発達障害の子供に関する基本的な知識、具体的な指導・支援の方法等について、通常の学級の指導・支援にあたる教職員を含めてわかりやすい情報提供を行うために、動画コンテンツやイラスト・画像を活用して情報提供を行う。また、全てのライフステージにおいて切れ目のない支援が行われるように、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと連携し、「発達障害ナビポータル」を充実するように運営する。

イ ホームページの主要ページ（研究活動、研修事業、参考ツール、発達障害に関するページを想定）について、エンゲージメント率9割以上を確保する。

ロ SNSについて、年間3万5千件以上のエンゲージメント数を確保する。

(2) 自治体・学校等教育現場の疑問や悩みにワンストップで応える情報発信及びアウトリーチ支援

- ① インクルーシブ教育システムの構築に向けた自治体の取組及び全ての教師の日々の活動や指導・支援の助けとなるよう、それぞれが抱えるニーズや直面する課題にワンストップで応えられる情報発信を行う。

特別支援教育リーフについて、これまで発行した号について、幅広く普及を続けるとともに、内容の更新が必要な号は更新した号を発行する。また小・中学校等で初めて特別支援学級や通級による指導を担当する先生、特別支援教育について学ぶ機会がなかなか得られなかった先生に向けて、引き続き、現場のニーズに合った内容の号を発行していく。その他、上記以外の対象も含め、現場の喫緊の課題に対応した号を発行していく。令和8年度は、内容の更新号を含め6号の特別支援教育リーフを発行する。

- ② インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）及び特別支援教育教材ポータルサイトについては、教育現場のニーズに応える情報提供となるよう、事例収集の方法等について検討を進める。なお、事例の収集・提供にあたっては、デジタル学習基盤の活用を前提とした学校環境を踏まえたものと

し、特に、特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教師へいかに情報を届けるかを意識し、発信方法等を工夫する。

イ 特別支援教育の指導の経験がない又は経験年数が少ないと考えられる教師等（幼稚園・認定こども園・保育所、小学校・中学校・高等学校等）に情報を届けるため、オンラインによるインクルＤＢセミナーを実施するなど様々な機会を捉えてインクルＤＢの活用を促し、事例のダウンロード件数については、年間 12 万件を確保する。

ロ 障害の状態や特性等に応じた教材、支援機器等の情報を集約管理・データベース化した「特別支援教材ポータルサイト」の検索実行件数について、年間 6 万件を確保する。

- ③ 限られたリソースを最大限活用するため、全国特別支援教育センター協議会について、自治体・教育センター間の情報共有等の促進等、ネットワークの強化につなげるため、各センターのニーズを踏まえ、従来の大会等の実施にとどまらない、運用の工夫について検討し、可能なものから実施していく。

令和 8 年度全国特別支援教育センター協議会においては、主幹である長野県総合教育センターおよび次年度主幹予定の秋田県総合教育センターと連携・協働を図り、各自治体及び教育センターのニーズを把握し、各自治体が蓄積してきた知見等の円滑な情報交換や持続可能な運営方法等について検討する。

- ④ 自治体が実施する研修会への職員派遣や要請に応じた講師派遣を行う等、様々な機会を捉え、教育現場に寄り添った情報発信・支援を行っていく。特に SNS を活用し、研究所のコンテンツや研究成果物、リーフレットなどの具体的な活用に関する情報を発信していく。

インクルーシブ教育システム構築に向けた自治体や学校等教育現場の疑問や悩みに応じるため、横断的研究との連携も図りながら、インクルーシブ教育システム構築の好事例を収集し、情報を発信することでインクルーシブ教育システム構築に取り組む自治体を支援する事業（（仮称）「インクルーシブ教育システム地域共創事業」）を実施する。本事業では、研究所と連携してインクルーシブ教育システムの一層の構築を目指す自治体を公募し、本研究所のインクルーシブ教育システム構築に係る研究や事業に参画を求め、その成果については、国に提供するほか、研究所のホームページやセミナー等で広く公表することを目指す。

- ⑤ 日本人学校等に赴任する管理職や派遣教員に対する文部科学省総合教育政策局国際教育課及び公益財団法人海外子女教育振興財団等関係機関が開催する研修会等において、特別支援教育等に関する情報提供及び理解啓発を行う。また、日本人学校等より依頼があった際には、教育相談等を実施する。

公益財団法人海外子女教育振興財団等関係機関が開催する「帰国子女のための

学校説明会・相談会」に参加し、海外駐在予定の保護者等に対して、情報提供を行う。また、海外子女教育専門相談員連絡協議会に定期的に参加し、海外派遣企業等の相談員に特別支援教育等の情報提供を行う。

イ 日本人学校に対し、「特総研だより」等の特別支援教育に関する情報提供を定期的に実施する。

ロ 文部科学省総合教育政策局国際教育課及び公益財団法人海外子女教育振興財団等関係機関が開催する研修会等に参加した派遣教師にアンケートを実施し、情報提供に「満足している」の回答を6割以上確保する。

また、公益財団法人海外子女教育振興財団等関係機関が開催する「帰国子女のための学校説明会・相談会」に参加した保護者から、必要な情報についてのニーズを把握するためのアンケート調査を実施する。

(3) 国内外への情報発信・理解啓発

① インクルーシブ教育システムの一層の構築に向け、国内外の情報収集とインクルーシブ教育システムの構築を推進する事業の展開及び情報発信を行うこととする。

② 諸外国のインクルーシブ教育システム構築の最新動向について以下のとおり把握する。

イ 8か国（アメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、フィンランド、ドイツ、フランス、韓国を予定）の最新の動向について把握する。うち1か国以上訪問し、インクルーシブ教育システムの実態や障害者権利条約への対応等について具体的に情報収集を行う。

ロ 諸外国の動向の調査結果については、研究所のホームページ等を通じてわかりやすく電子媒体で公表し、そのコンテンツへのアクセス数が840件以上になるようにする。

韓国国立特殊教育院とは、本研究所を会場として特別支援教育協議会を開催し、両国のインクルーシブ教育システムの現状と課題等について交流する。また、フランス国立インクルーシブ教育高等研究所とは、5年計画の共同研究の初年度に当たり、オンラインによる会議を通じて両国のインクルーシブ教育システムの現状と課題や研究手法等について協議を実施する。

さらに、JICA研修プログラム等への協力を含め、海外からの視察・見学を積極的に受け入れ、我が国の教育制度等について情報を提供する。

以上の取り組みの成果を踏まえ、令和9年度以降に国際的なシンポジウムが実施できるよう準備を進める。

③ 国内に向けて、教職員を主たる対象として、研究所セミナーを開催する。また、ホームページ、SNS等を活用した広報を行い、教師以外の保護者や医療・福祉分野の関係者など、幅広い層への特別支援教育に関する理解促進につながるよう取り組む。

また、インクルーシブ教育システムの構築を通じた共生社会の実現に向けたセミナーを、（仮称）インクルーシブ教育システム地域共創事業において実施予定の地域成果普及会またはインクルDBセミナーと一体的に実施し、社会全体の理解啓発や意識醸成に取り組む。

④ 図書室が保有する学術研究用の資料を広く一般に公開し、利用に供する。また、全国の大学図書館等と連携し、研究所の研究成果や図書室が保有する学術文献を特別支援教育の研究者（大学教員、大学院生等）に積極的に提供する。具体的な提供方法として、

- ・ 来室利用の受入
- ・ 機関リポジトリによる研究所の研究成果の公開
- ・ 国立情報学研究所が運営するNACSIS-I L Lシステムによる学術文献の提供
- ・ 神奈川県立図書館が運営するK L - N E Tシステムによる県内全域を対象とした図書資料の無料貸出

等を行う。さらに、国が策定した読書バリアフリー基本計画（第二期：令和7年度～令和11年度）に示された施策の方向性に基づき、アクセシブルな書籍の充実と利用者のニーズに応じた読書環境の整備を図り、資料展示や体験等を通じて読書バリアフリーの普及・啓発を促進する。

II 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務改善及び業務の効率化の取組

運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。

退職手当及び特殊要因経費を除き、一般管理費と業務経費の合計について、物価高騰等の状況を見ながら対前年度比1%以上の業務の効率化を目指す。

また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施する。

さらに、調達等に当たっては、複数年契約を推進し、業務運営の合理化・効率化を図る。

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

業務運営の更なる効率化及び業務負担軽減のため、業務のデジタル化やDX化の推進について取組を進める。

2. 予算執行の効率化

業務達成基準による収益化の原則に基づき、中期目標の業務に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」の業務ごとに予算と支出実績を管理し、予算執行の効率化を進める。

3. 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、男女共同参画機構、教職員支援機構の4法人において、効果的・効率的な業務運営のため間接業務等の共同実施の取組を、費用対効果等を検証しつつ推進する。

4. 給与水準の適正化

研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する事項

1. 自己収入の確保

科学研究費をはじめ競争的資金等の外部資金の獲得に向け、積極的な情報共有等の支援を行うとともに、助成金等の獲得に向けて、積極的な情報収集及び働きかけを行う。

また、近年の物価高騰を踏まえ、引き続き、研修員宿泊棟宿泊料等の施設使用料を検証し、自己収入の確保を図るための必要な措置を講じる。

2. 保有財産の見直し

保有財産について、施設の実態調査を実施し活用状況について把握する。

Ⅳ 予算、収支計画及び資金計画

1. 令和8年度予算

収入	1,321,539 千円
運営費交付金	1,111,463 千円

施設整備費補助金	204,904 千円
自己収入	5,172 千円
支出	1,321,539 千円
人件費	732,006 千円
一般管理費	60,310 千円
業務経費	324,319 千円
研究活動	70,387 千円
研修事業	108,735 千円
情報普及活動	145,197 千円
施設整備費	204,904 千円

2. 令和 8 年度収支計画

費用の部	1,354,939 千円
人件費	732,006 千円
一般管理費	60,310 千円
業務経費	529,223 千円
減価償却	33,400 千円
収益の部	1,354,939 千円
運営費交付金収益	881,263 千円
施設費収入	204,904 千円
自己収入	5,172 千円
資産見返運営費交付金戻入	33,400 千円
賞与引当金見返に係る収益	197,000 千円
退職給付引当金見返に係る収益	33,200 千円

3. 令和 8 年度資金計画

資金支出	1,321,539 千円
業務活動による支出	1,116,635 千円
投資活動による支出	204,904 千円
資金収入	1,321,539 千円
業務活動による収入	1,116,635 千円
投資活動による収入	204,904 千円

V 短期借入金の限度額

限度額 3 億円

短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

VI 剰余金の使途

研究、研修及び情報収集・発信事業等の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備等の充実のための経費に充当する。

VII その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の充実

政策実施機能の最大化のため、理事長のリーダーシップの下、自主的・戦略的な業務運営及び組織のマネジメント機能を一層強化する。特に組織のマネジメントについては、全ての職員の意識向上のため、計画的な研修や交流人事等に努める。

また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 研究所のミッションや理事長の指示を確実に組織内の各階層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる仕組みを運用する。
- ② 研究所のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用する。
- ③ 内部統制が有効に機能しているかどうかを計る継続的なモニタリングを、理事長のリーダーシップの下、進める。また、定期的な内部監査の実施及び監査結果の業務への反映を行う。

2. 研究データの管理・活用

「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究データの取扱いに関する基本方針（データポリシー）」に基づき、研究データの管理・活用を円滑に行うための運用方法を決定する。

3. 情報セキュリティ対策の推進

政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施する。

また、情報セキュリティ上のインシデントが発生した場合の迅速な対応や組織的対応力を強化するため、実践を想定したCSIRT訓練を実施する。

さらに、職員に対する教育訓練を行い、組織的な情報セキュリティ能力の維持・向上を図るとともに、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の課題の把握及び改善を図る。

4. 施設整備に関する計画

令和8年3月に策定した「インフラ長寿命化計画」に基づき、研究活動、研修事業、情報普及活動等の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進める。また、構築したメンテナンスサイクルにより、予防保全、コスト抑制の観点を踏まえた修繕・改修の実施を図る。

5. 人事に関する計画

研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、中期計画を着実に実行するため、長期的な見通しを持った計画的な新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図る。また、経験や役職に応じた職員の計画的な資質向上及び育成を図る。

さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、「基本方針」を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。

そのほか、職員のワークライフバランスの促進や適切な人事評価制度の運用等を進める。

また、以上のことについて、令和8年度中に人材確保・育成方針を策定する。